

証券コード 5021
2020年6月25日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号
コスモエネルギーホールディングス株式会社
代表取締役社長 桐山 浩

第5回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第5回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項
1. 第5期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記2件の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当につきましては、当社普通株式1株につき金80円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。定款変更の内容は、後記のとおりであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件

本件は、原案どおり桐山 浩、鈴木康公、植松孝之、山田 茂、砂野義充、サーレハ・アル・マンズーリおよびアリ・アル・ダヘリの各氏（7名）が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案どおり水井利行氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案どおり若尾英之氏が選任されました。

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条 (議長) 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>第23条 (取締役会) 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>3. <u>取締役会長</u>が欠員のときまたは事故があるときは、<u>取締役社長</u>がこれに当たり、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>4. 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。</p> <p>5. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長各若干名を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条 (議長) 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2. <u>社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>第23条 (取締役会) 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>3. <u>取締役会長</u>が欠員のときまたは事故があるときは、<u>取締役社長</u>がこれに当たり、<u>取締役社長</u>が<u>欠員のときまたは事故があるときは</u>、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>4. 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。</p> <p>5. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役または執行役員から社長1名を定める。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長各若干名を定めることができる。</u></p>

~~~~~

### 期末配当金のお支払いについて

第5期期末配当金は同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間内（2020年6月26日から2020年7月31日まで）にお近くのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

また、銀行振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

また、銀行に預金口座をお持ちの場合は、「期末配当金領収証」を当該銀行の窓口にご持参になれば、同口座へのご入金もできます。

ただし、金融機関預金へのご入金手続きは、表記払渡しの期間最終日の3営業日前までに限ります。

以 上